

災害時

池田町議会議員活動指針

平成 30 年 4 月

池 田 町 議 会

## 災害時 池田町議会議員活動指針

災害発生時、議会は町災害対策本部<sup>1)</sup>（災害警戒本部<sup>2)</sup>）と連携し、情報提供の一元化を図り、対策本部（警戒本部）を支援し、被災町民の救援と災害復旧が迅速に進むよう協力するため、本指針を定める。

- 1) 町が災害対策本部を立ち上げる場合：甚大な被害が発生した時・震度5弱以上の地震が発生した時・町長が必要と認めた時
- 2) 災害警戒本部を立ち上げる場合：土砂災害警戒情報が発生した時・震度4の地震が発生した時・町長が必要と認めた時

### 1. 災害時の議会对応・体制

災害時、町が災害対策本部（災害警戒本部）を立ち上げた時、議会も「災害対策支援室」（「災害警戒支援室」）（以降、支援室）を発災後おおむね3時間以内に立ち上げる。

支援室は下記の活動指針により災害支援を行う。支援室は全議員で構成し、役員会を置く。役員会は議長・副議長・議会運営委員会委員長・常任委員会委員長で構成する。支援室長は副議長、副支援室長は議会運営委員会委員長が勤める。議会事務局は支援室の事務を行う。議員は下記の活動指針により災害支援を行う。

### 2. 災害対策支援室活動指針

- ① 議員の安否を確認する（表1、発災後おおむね3時間以内）。
- ② 町災害対策本部（警戒本部）からの情報を議員へ知らせる。
- ③ 議員からの情報を収集・まとめ、町対策本部（警戒本部）に報告する。
- ④ 支援室役員会議は発災後、おおむね2日目以内を行い、対応を検討する。支援室会議は発災後、おおむね3日目に行う。
- ⑤ 被災地、避難所などの調査を行い、要望をまとめ、対策本部に報告する。
- ⑥ 町対策本部と協議し、災害対応を町と協議する。必要に応じて臨時議会の開催を要請する。
- ⑦ 必要に応じて町対策本部と協議し、県・国などへ要望行動を行う。

### 3. 災害時 議員活動指針

- ① 自らの安否を支援室に報告する（表1により、発災後おおむね3時間以内）。
- ② 自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提として、支援

室からの情報を地域の人へ知らせ、被災者の安全確保、避難誘導など地域での支援活動を行う（支援活動の判断基準は表2により、室長と相談し判断する）。

- ③ 被災地、避難所での情報を収集し、支援室に報告する（表1にて）。
- ④ 被災者からの相談にのり助言を行う。
- ⑤ 支援室会議に参加する（参加の可否は表2により、室長と相談し判断する）。
- ⑥ 日頃から地域での自主防災会活動に積極的に参加する。

#### 4. その他

- ① 議長は年1回、議会の防災訓練を行う。
- ② 実効性ある指針となるよう、継続的に見直すものとする。
- ③ 議会会議中に災害が発生した時は、状況を確認のうえ対応を決める。
- ④ 本指針は平成30年4月1日から施行する。

#### 【参考】

##### ◎ 議員から支援室への情報の伝達

議員からの情報のうち、以下の事項に該当するものは、町災害対策本部に一本化し、議会として取りまとめる、町災害本部へ報告する。

- (1) 被災地域の状況、町民要望など。
- (2) 避難所の状況、町民要望など。
- (3) 復旧、復興に必要な国、県に対する緊急要望など

ただし、以下の例示のように特に緊急性がある場合には、議員が直接、災害対策現地本部（避難所、自主防災会など）・災害対策本部へ連絡できるものとする。

《例》

- ① 土砂崩れなどにより救助が必要なとき。
- ② 道路などのひび割れや陥没など、情報提供が必要なときなど。

##### ◎ 参集又は支援活動時の留意事項

- (1) 服装・携帯品：防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、などをできる限り携帯する。また、必要に応じ水、食料などを携帯する。
- (2) 交通手段道路事情により、自動車が使用できないことも予想されることから、徒歩、自転車又はバイクなどを利用する。
- (3) 緊急措置：火災又は人身事故など緊急事態に遭遇した時は、消防署へ連絡を行い、初期消火や人命救助に協力する。

## 池田町議会議員安否確認・情報報告票

(表1)

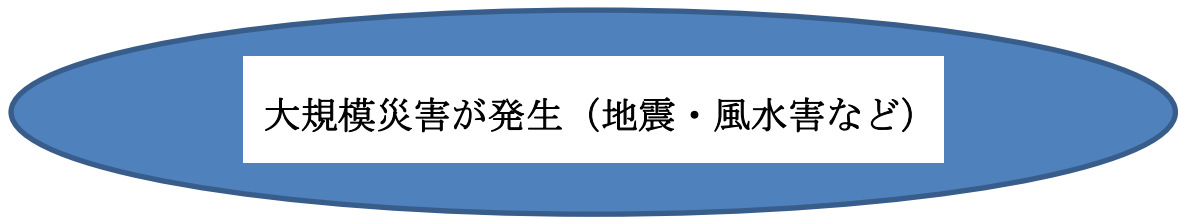
連絡日時	年・月・日	年	月	日	議員氏名	
	時間	時	分		議員住所	
議員の現在の居場所		同上				
安否状況	議員本人	有	・重体 ・重症 ・軽症 ・その他( )			
		無				
	家族	有	・配偶者 ・子ども ・その他( )			
		無				
居宅の状況	被害	有	・全壊 ・半壊 ・一部破損 ・床上浸水 床下浸水 ・その他( )			
		無				
参集可否 ※1	可	否	参集可能な時期			
連絡先	議員連絡先	電話		携帯電話		
		Fax		Emil		
		最寄りの避難所( 電話 )				
	家族連絡先	電話		携帯電話		
		Fax		Emil		
地域の被災状況						
その他特記事項 (町への要望事項など)						

※1 別図により判断し、室長と相談し決定する。

確認者  
氏名

連絡先	池田町議会事務局	電話&FAX	62-9529	
		Email	<a href="mailto:gikai@town.ikedanagano.jp">gikai@town.ikedanagano.jp</a>	

# 災害時の池田町議会の対応（イメージ）



町に  
災害対策本部を設置

町議会に災害対策支援室を設置

**町災害対策本部**

- 情報収集
- 関係機関との連絡
- 災害応急措置・対策の実施
- 職員の動員
- 議長、議会事務局長

**議会災害対策支援室**

- ◆支援室の組織
  - 室長＝副議長
  - 副室長＝議会運営委員長
  - 室役員＝総務福祉委員長・振興文教委員長
  - 室員＝議員（上記を除く）
- ◆支援室の任務（役割）
  - 議員の安否確認
  - 町災害対策本部から情報を議員へ情報提供する
  - 議員からの情報を収集し、対策本部に提供する
  - 被災地、避難所などの調査を行い、対策本部に報告

情報提供



《連携・協力》



情報提供・活動支援

情報提供・参集



情報提供

**議 員**

- ・自らの安否を支援室に報告する
- ・被災地、避難所での情報を収集し支援室に報告する
- ・被災者の相談にのり、助言を行う
- ・支援室からの情報提供を受け、地域での支援活動を行う
- ・支援室会議に参集し、対応を検討する